

郷土の偉人・大島有隣  
— 大島村 — ②

江戸時代、村を治めた領主（旗本等）は江戸にいたため、基本的に農村に武士はいませんでした。そのため、領主の法令などは文書で村に伝えられました。

一方、村方でも、独自の取り極めをつくり、村人にその厳守を求めたりするなど自治的な側面も持っていました。そのように自治のために、村や村人たちが定めた村のきまりのことを村法といいますが、その多くは慣習法であり、不文法だと言われています。しかし、成文化された村法も少なくありません。それらは、村掟、村定、村極などと様々な呼び方をされています。

大島有隣等を輩出した大島村では、成文化された村法が、二つ確認されています（藤城家文書）。

その一つは天明三年（一七八三）極月（十二月）のもので、この年は、近世最大の飢饉とされる天明の大飢饉（一七三二〜一七八八）の渦中でもあり、七月六日には浅間山が大噴火しています。そうした世相から大島村が、独自に治安維持等の取り締まり強化を図った内容の村法となっています。余談ながら、奇しくもこの年六月に、大島有隣、関口保宣の二人が、中沢道二に謁見し、その門下に入っています。

もう一つの村法は、享和三年（一八〇三）のもので、表題が「武蔵国葛飾郡大島村郷約之事」となっていますが、興味深いのは、その内容に石門心学の思想が色濃く反映されている部分が見受けられることです。簡条書きとなっている同史料の第十条には、「一、天地は万民の大父母に候得は世界ハ皆兄弟なり、仁を以人を恵ミ候得は天地の大父母ニ悦び給ふなり、人を悪ミ人を傷フ者は天地の大父母ニ怒り給ひて災難の来ル事速なり、（後略）」とあり、この後、大島有隣心学の基底となった神道倫理に通じるものがあります。というより、享和三年大島村郷約の作成そのものに、有隣が直接携わっていたのかもしれない。（つづく）



▲武蔵国葛飾郡大島村郷約之事  
(藤城家文書)

（社会教育課 町史・文化財担当編）

Enjoy Sports ★ スポーツ協会 Vol.12

杉戸陸上競技協会

団体数・加盟人数

- 杉戸走友会 ●杉戸高等学校陸上部
  - 杉戸農業高等学校陸上部 ●昌平高等学校陸上部
- 合計175名

活動内容&PR

当協会では生涯スポーツの観点から陸上競技に関するイベント等を開催していますが、今回は当協会加盟の杉戸走友会の紹介をします。  
杉戸走友会は明るく楽しくをモットーに月2回の朝練習を中心に季節ごとにイベントを行い、会員の親睦とランニング等の情報交換を図っています。  
現在会員は約30名で、健康増進、ダイエット、大会出場など目的は様々ですが共通点は皆さんランニングを楽しんでいることです。  
少しでも興味のある方は、一度朝練習にお越しただき一緒に気持ちのよい汗を流しましょう。

活動日

- 第2日曜日 倉松公園  
7時（4月～9月）、8時（10月～3月）
- 第4日曜日 杉戸西近隣公園  
7時（4月～9月）、8時（10月～3月）



▶杉戸陸上競技協会についての問合せ  
会長 横田 勝利 ☎ (34) 0956  
▶杉戸走友会についての問合せ  
会長 真山 伸一 ☎ (34) 6692

問合せ 杉戸町スポーツ協会事務局  
社会教育課 スポーツ振興担当 内線493



UD FONT by MORISAWA  
ユニバーサルデザイン(UDフォント)を使用し、読みやすい書体を採用しました。

杉戸町  
ホームページ



メール配信  
すぎめー



広報スマホ版  
マチイロ

